

令和4年度第11回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和5年2月6日（月）
午後3時00分～午後4時45分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 8番 田中 善憲
9番 大場 忠勝 10番 大橋 芳信
12番 山崎 巖 13番 福山 英則
14番 仲田 茂男 15番 下村 帝
16番 北森 正誠 17番 渡辺 正志
18番 金田 修一 19番 長谷 幹夫
20番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 11番 大浦 清貴
5. 議 題 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第46号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告事項第39号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第40号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、大浦委員から欠席届けがございました。仲田委員は遅れるとご連絡がございました。15時現在で出席委員数は22名でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、才木会長議事の進行をお願いします。

会長 それでは、ただ今より令和4年度第11回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案3件、報告事項3件がございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。9番大橋委員、11番山崎委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから5ページまでです。

今回の申請件数は13件で、申請面積は59,259.96㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。

2番は、労働力不足により、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

3番は、耕作不便のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有

権を移転するものです。

4番は、労働力不足のため、新規の農家に所有権を移転するものです。

桃等を生産する予定です。

5番は、農地所有適格法人へ貸し付している農地を利用権が設定された状態で、贈与により、所有権のみを移転するもので、いわゆる底地移転を行うものです。

譲受人は〇〇〇〇の構成員であります。法人の構成員へ底地移転を行う場合に限り、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。

現地確認については、法人から農地が返還された場合、譲受人が農地を耕作することができるかを観点に確認していただきました。

6番は、贈与により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

7番は、負債整理のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

8番と9番は、自作地の相互交換により、所有権を移転するものです。

10番は、高齢により、祖父と孫との間で5年間の使用貸借権を設定するものです。

11番は、労働力不足により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

12番と13番は、譲受人が同一です。高齢により、祖父母と孫との間で10年間の使用貸借権を設定するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第45号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することと

いたします。

会 長 続きます。議案第46号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第46号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は6ページから8ページになります。

今回、4条申請が3件、5条申請が3件、合計6件、面積は2021㎡です。

それでは、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準を併せてご覧ください。

4条申請の1番は、新保地区において、農家住宅を建設する計画であります。転用の概要といたしましては、国土交通省が施工する一般国道41号大沢野富山南道路工事による土地の収用により、既存の住宅及び農作業所の移転の必要が生じたため、自己所有農地に新たに建築するため申請されたものです。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

4条申請2番は、呉羽地区において、農作業場を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は梨農家を中心に、電気設備工事業も行っており、今回、申請地が無断転用状態であることが分かり、是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付があります。申請地は、10ヘクタール以上の農地です。農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

4条申請3番は、古沢地区において、農家住宅敷地拡張及び農作業場を整備する計画であります。転用の概要と致しましては、住宅敷地が手狭であり、農業用機械を置くスペースが無い隣接する自己所有農地において農機具格納庫を建築するため今回申請されたものでございます。申請地は雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書8ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、太田地区において、分家住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、実家との相互扶助のため、また、実家の農業を承継するため申請地を選定されたものです。申

請地から半径500mの範囲内に教育施設と医療施設があり、前面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請2番は、熊野地区において、分家住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、実家との相互扶助のため申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請3番は、八尾地域杉原西部地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在実家で暮らしていますが、手狭なため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第46号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。
議案書のページは、9ページから23ページです。

利用権設定は、今回は122件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が5件、3～5年が22件、6～9年が1件、10年以上が94件です。設定面積は、764,680.00㎡です。

11ページ1番から14ページ34番までは、農地中間管理機構を通すものであります。14ページ35番から23ページ125番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、26番、34番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

会長 (異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、26番、34番を除き、異議については、ないものといたします。

会長 続きまして、26番、34番について審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会長 それでは、26番、34番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、26番、34番について、異議はないものといたします

会長 ●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

- 会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。
- 会 長 続きまして、報告事項に入ります。
第39号農地法第3条の3の規定による受理について
第40号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
第41号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 事 務 局 報告事項第39号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、24ページから31ページです。
今回の受理件数は21件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。
報告事項第40号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。
議案書のページは32ページから36ページまでです。
今回の受理件数は、4条が1件、5条が12件、合わせて13件、面積は合わせて4,255.96㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。
事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、ありませんでした。
報告事項第41号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。
議案書は、37ページから42ページです。
解約件数は13件で、解約面積は36,052.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。
以上でございます。
- 会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。
- 会 長 特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。
- 会 長 次に、3. 協議事項として「農地法第3条許可に関する下限面積要件の廃止」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

会長 ただいま、説明がありました事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 ないようですので、それではそのように必要な手続きをしてください。

次に、農業委員会法の改正による農地最適化推進指針の変更について事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

会長 ただいま、説明がありました件について、ご質問があれば承ります。

△△委員 集積率の目標、国は80と言っているが。10年で70パーセントに、これ到達するべき目標、数字なんだよね。

事務局 数字は、目標でございまして、特に集積率は現在水田でも50パーセントそこそこと聞いております。70パーセントに到達するのは難しい状況でございます。

あくまで目標であって、評価の方法としては、年が終わってみてどうなるのかという事で評価させていただく形になります。

目標でございまして目指すことにはなりますが、結果はそこに到達しなくてもいいと事務局としては考えております。

▲▲委員 基本的な考え方の真ん中のほうに、中山間地の遊休農地の発生が懸念されていることから、拡大の防止に努めると書いてあるんですが、一向に中山間地の遊休農地発生に対しての方策が見えてこない。あくまでも目標で。毎回言ってる。農地集積率70パーセントなんです。

具体的に言わせてもらえば、◇◇地域は任意の営農組合の構成が相当高い。農地中間管理機構に預ければいいのですが、5年間、10年間と長期に渡って預かって、後の責任持てないものですから、中間管理機構とか、利用権設定とかやってないんです。

任意の営農組合の集積率100パーセント以上で。現状集積されているようなものです。

一番懸念されているのは5年問題。ここにきて少しは問題が叫ばれるようになってきた。遊休農地、5年問題が一番心配で、中山間地の遊休農地、農業委員がどれだけ努力しても、政府の農業政策が

あれだと、農業委員と推進委員ではどうしようもない話で。

平地の方々と条件、考えが全く異なるので、もう少し富山市の場合、一律の考え方は1枚におさまらないので、一歩進んだ考え方をしていただきたいということです。

事務局 簡単に中山間地と平地と書いてありますが、しっかりと文書にし
ながら、目標になるのか、方法になるのかわかりませんが検討させて
いただきたいと思っております。

■ ■ 委員 時期的に、生産組合の農地座談会に参加して意見を集約している
んですけど、大沢野地区でも地区によって条件が全然違うんです。

基板整備した大きい田んぼ、ほとんど集積終わってる。住宅地の中、
農地整理、畦畔で作った田んぼ、全く担い手さんも周りの農家さん
も効率が悪いので、集積化が上手くいかない。

その問題が生産組合の座談会でもかなり出てくる。それを十羽ひと
からげで、集積率を言われても非常に難しい事なんで。かといっ
て、それをどうのこうのいってもはじまらないんで。

農業委員会としてアンケート、意向調査が、各生産組合、農家さん
にやってるんですが。地図に落とし込んでどういう選択で全体的
に持っていくのかというのが全体としてやらないと、非常に苦しい。

やっと大沢野地区でも50パーセントちょっと超えたくらい。この
後かなり難しいです。農家さんも高齢化、担い手不足、かなり
進んでおりまして、私も農地座談会で非常につらい思いで話を聞いて
るんですが。

対策、方針をきちっと持つてのぞまないと、なかなか目標設定さ
れて、どんなもんだ、達成しなくていいんですよという言い方され
ると、ちょっとむとくる所があるんで、その辺をちょっと考えて
いただきたいと思います。

事務局 どうもありがとうございます。おっしゃる通り、先ほど私も目標
を達成しなくてもいいと言葉にして、反省しております。

地域によってそれぞれ実情が違うというのはございます。あおば
農協さんと富山市農協さん、特にあおば農協さん管轄で中山間地を
抱えている地区がたくさんあります。利用意向調査をお願いさせて
いただきました。

今後この結果を受けまして、地域の状況を把握しながら、最終的
に市も農協も地域の方も全て含めまして、今後の農地の利用の方法
を地域計画という中で、将来の農地のあり方を決めていくという状
況になります。

目標は市で定められている物を基準としているのですが、地

域によって違いますから、状況を考慮しながら農業委員会として指針を策定させていただきたいと考えておりますので、今後また、ご意見いただければと思います。

□ □ 委員 1 ページの基本的な考え方の文言の中で、中山間地域においては、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生拡大防止に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながらという表現になっているが、農地中間管理機構を通して、土地の人が、担い手、或いは営農組合に預けた時に、反あたりどのくらいの補償になっているのか。

以前は5反30万円だったかな。それ以上、そういう交付金がもたらえたはず。今はだいぶ下がってきたはず。土地、集積集約、稲作が盛んな地域といいつつ。減反率が5割近い。であればもう少し野菜とかね。目を向けるような表現と農業政策というものを、農業委員会から農業政策を、農地林務、あるいは関係各所に言っているのか。

農業委員がそういう意識を持たなければならないのか。話が幅広くなってしまうから、農業委員としての集積集約に関わる責任というか、そんなものを明記するべきなのか。

日報がノルマ的に、何平米担い手に預ける話をしたとか、そういう数字も含めてノルマ的なものがある中で、我々自身がどんな風に取り組めばいいのか、いまいち理解できない。

事務局 令和4年度農地中間管理機構へ農地を提供した方につける集積協力金でございますけども、一般地域、中山間地域で交付単価は違うのですが、交付単価は下がってきています。

活用率80パーセント以上になっている場合、10アール当たり今現在2.8万円。中山間地80パーセント以上を集積していると、10アール当たり3.4万円という事で。

基本的な金額は毎年下がってきております。

集積集積と言っているが、なぜ金額を下げるのか。こちらではわかりませんが、やはり農業委員会として、できることとできないことがあると思います。

できることをしていかなければならないと、非常に重要でございますので。地域の状況を見ながら、米をそのまま作り続けるのか、野菜に変えていくのか、地域で協議しながら指針、或いは農業委員会の活動方針を策定していかなければならないのではないかと、というふうに考えております。

▲ ▲ 委員 もっと言わせてもらえば、2の担い手への農地の集積の云々。国の農地を集積して規模拡大に限界がある。

現地、個々の地域性の実情を無視している。なんで無理して80パーセントに上げる必要があるのか。農水省なり、県なりに、こういう事言ってくるても、市としては反発してもいいんじゃないか。

実をいうと中山間地で私ら担い手に集約すれば苦勞する。皆さんわかっられると思うけど、中山間地でなんぼ作っても金にならないんです。農地を守るという意識もないですから。耕作放棄地が山のように出てきますよ。もう3年か4年程すれば。守る人もいなければ、やろうとする人がいない。

担い手を集めるとか、法人化を進めるとか、平地ならともかく、中山間地では無意味な話で。こういう事自体がナンセンスで。地域計画を立てようがない。中山間地は立てられないと言ってほっぽってもいいと思うので。

事務局 色々な意見承りました。事情を言うと、農政企画課が70パーセントの目標を立てました。言われましたように、集積を進めるのが本当にいいのかという意見は、国の方でも大分持っているようです。

国はアメリカ型の大規模農業というものを推進してきた訳ですが、それによる弊害も見えてきました。小さな農業を見直す。そうした中で、先ほどの3条の5反要件がなくなりました。

揺り返しというか、戻る形も見えてきました。この場では結論が出ないものと思われます。国の方もまだ迷走している状況です。

市の農業委員会としては国の状況を注視しながら、意見をいうべき事を言いながら地域の農業を守っていかなければいけないと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

□ □ 委員 農業委員会で農政の政策を語る必要はないと思う。集積集約したら水利権、土地改良区への水利権が発生するわけです。集積集約して、地域では耕作者が土地改良費を払う所と、あくまでも所有者が払う所と色々あるわけです。

土地改良事業、何千万かけて農業用排水路の改修が発生した場合、耕作者が負担するのか、地権者が負担するのか、そんなことを含めて、集積集約という事を取り組んでいかないと、集める集める言うて、土地改良区への費用を誰が出すのだという意見も出てきているわけです。

そういうことも含めて考えた場合に、今の農業委員会の中で、こんな話していいんだろうか。今の農政の話はもう一つ上だと思うんです。我々自身で取り組むことができる事については、お願いしなすという事にしていかなないと、集積集約ばかり言って目標値70

パーセントと国は80パーセントといっても、結論出ないです。そういう面での検討は必要だと思います。

△ △ 委員 私のは簡単に、この先の意向調査のアンケートの用紙なんだけど、あれはどこまで配ってあるのかな。

事務局 今回のお願いしている対象の方は、なのはな農協さんとあおば農協さんの水田野帳をお配りになる際にお問い合わせをしておりますので、確認野帳の行ってる方に対して、アンケートが配られていると、こちらは把握しております。

△ △ 委員 聞いたら、うちの営農組合123戸だけど、1枚しか来てないのね。営農組合に預けとるんで、ずっとそのまんまいくかどうかというのもあると思うので、次なんかされるときは、農家1戸1戸に全部行き渡るようなアンケートにしてほしいなど。

営農組合預けとる、だけど5年後はどうするのかと問いかけてもらいたいと思いますので。今アンケートの話になったのでちょっとだけお願いしておきます。

事務局 今回、耕作者の方、確認野帳の方に配布したのですが、来年度は農地所有者の方に対してアンケートをさせていただく計画にしておりますので。

委員さんの方々からお聞きしながら、営農組合に1枚しかきてない。当然、農地所有者の方も意向も重要になってきますので、今回返ってきたアンケートの結果を見ながら、必要な方に対して、調査をしたいと計画をしているところであります。

△ △ 委員 座談会で市からアンケート来とろうと聞いたら、皆ポツンとしとった。もうちょっと後から確認野帳と一緒にくるはずなんだけど。また来たら出してくださいと言っといたんだけど。おかしいなと思って。

■ ■ 委員 来年度また意向調査しますよでは、正直言って高齢化になっている地区はひどいんですよ。まったなしなんです。

これによって私は皆さんの思い、それから今後の方針を、以前3年程前に1回意向調査やっとするんだけど、一番最初それに対して、意向調査して何も変わらなかった、そういう意見を聞いてるんです。

それをまた今回そういう事ございません。農業委員会真剣に取り組んでいく予定にしています。それにもかかわらず農業委員会が、来年度また意向調査しますでは農家さん納得しない。

3、4年前は確かにまだ余裕があったと思います。今回農地座談会回ると、とにかく加速度的です。担い手不足、高齢化、ひどいんです。

それを何とかしなければいけないという事で、今回も真剣に回ってるんですが。それに対して来年度また意向調査するとは私、言えないんです。

私共は、難しい話は官僚でもないし、できないですけど。農家さんが今後、放棄田、他の農家さんに迷惑かける。これは待ったなしで起こってる中で、JAさん、農業委員会、それから行政、からみあって対処していかないと非常に難しい時代が来てるのは事実なんです。

それをもう少し考えて、次の手を打っていただきたい。地図の落とし込みもできるだけ早くやってもらって、生産組合さんとかで、その地区へ、これをどうしようかという話を次の段階行きたい。もっとスピーディーにやっていただきたい。よろしくお願いします。

▽ ▽ 委員 目標設定というのは一定の目標を立てながら努力をしていくというのは、方向性としては非常に正しいことだろうと僕としては思います。

その時に、先ほどから話題になっているように、特に中山間地域の転作をやっていく場合に、どうしても条件を考えながら固定的な転作が行われているわけですが、今回転作にあたって、5年以内に1回の水張りをするという。昨年の春ぐらいから、新しい政策として検討され、昨年末にある程度の条件が出てきてるみたいなんですけど、こういうことを今までの転作のやり方と全く逆行したような方向性がなされているので。

中山間地にこれを当てはめると、大変なことが起こると思っております。

遊休農地化をどう防いでいくかと、今の転作の方法をすると、大変な方向にいくんじゃないかと個人として懸念しているので、遊休農地の目標設定をする際には農政サイドとの、国へ向けての富山市としての意思表示をきちっと出していただいた上で、将来のあり方を整理していただかないと、我々中山間地域をかかえる地域としては大変な問題になるんじゃないかと思っておりますので、その点、農政サイドと十分調整しながら、目標設定をしていただければと思います。

▼ ▼ 委員 農地座談会出ると、5年問題は出てくるわけですね。新しいところで水張りするというと、せっかく畑地化して、一生懸命に転作の物作って、そこに水張ると元の木阿弥になってしまうんですね。

スイカ作ったり、畑地化して、たい肥どんどん入れて水田を畑地

化して、4十何パーセント転作しようとして、畑地化してるにも関わらず、それを水張りしてくれと。

今までやった、たい肥どうなるんだと。そこに畑地化しても、とてもじゃないが転作できないよと。いう問題が出てるんで、農業委員会なり市なりいろんなどこから、そういう機関に、しっかりこの旨を伝えていただきたいと思っております。これは農地座談会で聞いた言葉であります。よろしくをお願いします。

会 長 他にないようですので、次回総会で指針の提示をしてください。
次に「農地実勢賃借料の設定」について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (事務局説明)

会 長 ただいま、説明がありました件について、ご質問があれば承ります。

会 長 ないようですので、それでは、そのように周知してください。
次に「タブレット型端末機の使用に関する基準」について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (事務局説明)

会 長 ただいま、説明がありました件について、ご質問があれば承ります。

会 長 ないようですので、そのように必要な手続きをしてください。
次に、4. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (事務局説明)

会 長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。